路外駐車場の構造および設備ならびに届出に関するチェックリスト　　 20190501

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 提出年月日 | 令和　 　年 　　月 　　日 | 提出区分 |  新規 ・ 変更 | 前回年月日 | 昭和･平成･令和　　年　　　月　　　日 | 供用開始予定 |  令和　　年　　　　月　　日 | 届出等の対象となる路外駐車場 | １　道路の路面外に設置される駐車のための施　設であって，一般公共の用に供され，かつ，　駐車の用に供する部分の面積が５００㎡以上　であるもの |  |  | 駐車場法の技術基準の遵守必要 |
| 駐車場管理者 |  | 駐車場の名称 |  |
| 住　　所 | 　 | 駐車場の位置 |  | 町 |  | 丁目 | 　　　番　　　 |
| 区域の面積 |  　　 | ㎡ | 駐車の用に供する部分の面積・駐車台数 | 　 (二輪 )㎡ |  　 　 (二輪 )台 |
| 構　　造 |  |  | 建築物である部分の面積・駐車台数 | 　　　　　　 　 (二輪 )㎡ | 　　　　　　 　(二輪 )台 | ２　１に該当するもののうち，都市計画区域内　に設置され，料金を徴収するもの |  |  | 駐車場法第12条等の届出が必要 |
| 備　　考 |  | 建築物でない部分の面積・駐車台数 |  　 (二輪 )㎡ |  　 　 (二輪 )台 　 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　根拠法令等 | 　法　令　の　規　定　に　よ　る　設　備　の　基　準 | 判定 | 　根拠法令等 | 　法　令　の　規　定　に　よ　る　設　備　の　基　準 | 判定 | 　根拠法令等 | 　法　令　の　規　定　に　よ　る　設　備　の　基　準 | 判定 |
| (法第12条) | 1. 設置届出書（鏡の部分）　　 各２部

②　地形図（案内図）　　　　　　　　③　平面図　　　　　　　　　　　　　　ａ　路外駐車場の区域　ｂ　路外駐車場の自動車の出口・入口，自動車の車路その他の主要な施設（建築物の内部にあるものを除く。）　ｃ　路外駐車場の付近の道路ならびにその道路内の駐車場法施行令第７条第１項に規定する道路の部分(バス停,横断歩道,交差点等)，橋およびトンネル※設計者の氏名・住所・電話番号を図中(右下すみ)に記載④　建築物である路外駐車場の場合　　縮尺１／２００以上　ａ　各階平面図　ｂ　立面図および断面図（各々２面以上）　ｃ　詳細図（屈曲部，傾斜部）　ｄ　照度計算書（令第13条）　ｅ　換気計算書（令第12条） | 合否合否合否合否合否合否合否合否合否合否合否 |  | ２　前面道路が２つ以上ある場合，自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。 ３　駐車の用に供する部分の面積が6,000㎡以上の場合，出口と入口を道路に沿って10ｍ以上の間隔で分離するものとする。  入　口 駐 車 場 出　口   10ｍ以上  道路 **※前面道路に中央分離帯等がある場合は，この限りではない**４　出口または入口において，自動車の回転を容易にするため必要があるときは，隅切りをしなければならない。この場合において，切取線と自動車車路の角度および切取線と道路の角度を等しくし，切取線長は１.５ｍ以上とする。 道路   　　　1.5ｍ以上→ ←1.5ｍ以上  車路５　出口の構造は，当該出口から２ｍ(★1.3m)後退した車路　の中心線上，１.４ｍの高さにおいて，道路の中心線に直角　に向かって左右をそれぞれ60度以上の範囲内において，歩　行者を確認できること。 **↑** **↓**  　   60°60° ２ｍ(★1.3m) ２ｍ(★1.3m)  道路中心 　７ｍ(★4.6m) 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　２ｍ×２×(３)1/2 ＝ ６.９３ ≒ ７ｍ 　 １.３ｍ×２×(３)1/2 ≒ ４.６ｍ | 合否合否合否合否 |  | ５　傾斜部の縦断勾配は17％を超えないこと｡**（建築物の場合）**６　傾斜部の路面は粗面または滑りにくい材料で仕上げること｡**（建築物の場合）** | 合否合否 |
| (施行令第９条) | 駐車スペースにおけるはり下の高さ2.1ｍ以上｡**（建築物の場合）**  駐車ｽﾍﾟｰｽ(はり下) 　 2.1ｍ以上  | 合否 |
| (施行令第10条) | 　直接地上へ通ずる出入口のない階には，建築基準法施行令第条第１項もしくは第２項に規定する避難階段またはこれに代わる設備を設ける｡**（建築物の場合）** | 合否 |
| (施行令第11条) | 　給油所その他火災の危険のある施設を附置する場合，当該施設と路外駐車場とを耐火構造の壁または特定防火設備によって区画する｡**（建築物の場合）** | 合否 |
| 管理規程届出書(法第13条第1項) | 1. 管理規程届出書（鏡の部分）　　　　　　　　　　　各２部
2. 管理規程

 ・　路外駐車場の名称，管理者の氏名および住所　・　休業日，供用時間開始・終了の時刻を定めている　・　駐車料金の額は，上限額をもって定めている　・　駐車する自動車の滅失・損傷に係る損害賠償条項あり ・　構造上駐車することのできない自動車 ・　駐車場の業務に附帯して行う燃料販売等の業務の概要1. 定期(月極)駐車契約書(定期契約部分がある場合)
 | 合否合否合否合否合否合否合否合否 |
| (施行令第12条) | 　内部の空気を１時間５回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設ける。ただし，窓その他開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の10分の１以上であればよい。**（建築物の場合）** | 合否 |
| (施行令第13条) | 　車路の路面10ﾙｯｸｽ以上，駐車部分の床面２ﾙｯｸｽ以上の照度を保つのに必要な照明装置を設ける｡**（建築物の場合）** | 合否 |
| 所轄警察署協議 | 所轄の警察署との協議を了している。（平成・令和　 　年　 　月 　　日　　　　　　　警察署　　　　　　課　　　　　　と打合せ済） | 合否 | (施行令第14条) | 　自動車の出入および道路交通の安全確保のために必要な警報装置を設ける｡**（建築物の場合）** | 合否 |
| (施行令第７条) | １　以下に掲げる道路の部分に出入口を設けてはならない。　(１)　交差点，横断歩道，自転車横断帯，踏切，軌道敷内,坂の頂上付近，勾配の急な坂，トンネル 　(２)　交差点の側端または道路の曲がり角から５ｍ以内の部分　(３)　横断歩道または自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に５ｍ以内の部分 　　(４)　安全地帯の左側の部分および当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10ｍ以内の部分 　(５)　乗合自動車の停留所またはトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱または標示板が設けられている位置から10ｍ以内の部分 　(６)　踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10ｍ以内の部分　(７)　横断歩道橋（地下横断歩道を含む｡)の昇降口から５ｍ以内の道路の部分 　　(８)　幼稚園，小学校，義務教育学校，特別支援学校，幼保連携型認定こども園，保育所，児童発達支援センター，児童心理治療施設，児童公園，児童遊園または児童館の出入口から20ｍ以内の部分（当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路および当該出入口に接する歩道を有し，かつ，縁石線または柵その他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあっては，当該出入口の反対側およびその左右20ｍ以内の部分を含む。） 　　(９)　橋 　(10)　幅員が６ｍ未満の道路 　(11)　縦断勾配が10％を超える道路 **※令７条２項より国土交通大臣が認める場合の緩和規定あり** | 合否合否合否合否合否合否合否合否合否合否合否合否 |
| (施行令第15条) | 　予想しない特殊な装置をつける場合は，国土交通大臣の認定が必要。 ※この節(第２章第１節構造および設備の基準)の規定は，その予想しない特殊の装置を用いる路外駐車場については，国土交通大臣がその装置がこの節の規定による構造または設備と同等以上の効力があると認める場合においては,適用しない | 合否 |
| 　車　　　路(施行令第８条,基準法第２条第１号) | １　自動車が円滑かつ安全に走行できる車路を設けなければならない。  | 合否 | 供用時間・駐車料金の明示(施行令第17条) | 　利用しようとする者の見やすい場所に供用時間および駐車料金の額を明示しなければならない。 | 合否 |
| ２　幅員は，5.5ｍ(★3.5m)以上，一方通行の場合は，3.5ｍ　(★2.25m)（当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており，かつ，歩行者の通行の用に供しない箇所にあっては2.75ｍ(★1.75m)）以上であること。 | 合否 |
| 駐車ますの寸法(道路構造令解説)福祉のまちづくり条例関係協議 | 　駐車ますは,奥行5.0ｍ以上,幅2.5ｍ以上を標準とする。(やむを得ず軽自動車専用とする場合等は別途協議を要する。)※特定路外駐車場(ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰ新法第2条)の場合は，幅3.5ｍ以上（１ます以上）※附置義務駐車施設（駐車場法第20条および第20条の２）の場合は，函館市駐車場条例で規定した寸法（奥行6.0ｍ以上，幅2.5ｍ以上）とする。 | 合否 |
| ３　はり下の高さは，2.3ｍ以上であること｡**（建築物の場合）** | 合否 |
| ４　屈曲部（ターンテーブルが設けられているものを除く｡)　は，５ｍ(★3m)以上の内のり半径で回転できる構造であること。 **（建築物の場合）**   　　 半径５ｍ(★3m)以上 　　（車路の内側） | 合否 |
| 備考 | **★の数値について****出口に関して：専ら特定自動二輪車に係る部分（駒止等により特定自動二輪車以****外の自動車の駐車のための部分と区分されたものに限る)****車路に関して：自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪車に係る部分である。** |